

裁 決 書

審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇

処 分 庁 うるま市長 島袋俊夫

審査請求人が平成30年8月6日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

理 由

審査請求人は、苦情相談申立てについての対応の不作為について審査請求を提起しているが、本件苦情相談申立ては、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第3条に規定する申請には当たらず、同条に規定する不作為も存在しない。

よって、本件審査請求は、その余の点について判断するまでもなく不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年11月1日

審査庁 うるま市長 島袋 俊夫

（教示）

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月

以内に、うるま市を被告として（訴訟においてうるま市を代表する者はうるま市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。